

林業者・木材産業者の皆様へ

「林業・木材産業経営支援対策事業」

有利な条件で100%の債務保証を受けることができます

経済危機対策

経営支援のためのセーフティネットを充実させます

林業者・木材産業者の皆様が行う次の事業について債務保証を受けることができます
 受付期間は平成21年度補正予算成立日以降～平成22年3月31日まで

間伐材の生産

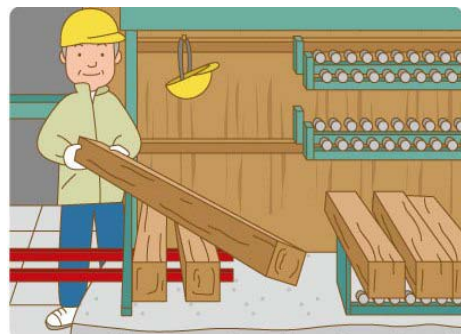


地域材(丸太)の加工



(学校の武道場)

木材加工機械の整備



丸太の購入・販売



その他に

路網の整備

高性能林業
機械の購入

についても保証
 を受けることが
 できます

これらの事業に必要な資金を金融機関から借る場合に、独立行政法人農林漁業信用基金から、**有利な条件**で保証を受けることができます。

有利な条件

- | | |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 保証の範囲 | 100%保証(通常80%保証) |
| 2 連帯保証人 | 1人以上(通常2人以上) |
| 3 無担保限度額 | 8,000万円、他の保証とは別枠、信用基金の保証全体で最大2億8千万円まで無担保保証が可能
(通常3,000万円(80%保証の場合)) |
| 4 保証期間
(運転資金の場合) | 最大10年(通常3年) |

※最終的には信用基金の審査によります。

詳しい内容についてのお問い合わせは

独立行政法人農林漁業信用基金林業部保証課(TEL:03-3294-5585)または農林水産省林野庁林政部企画課(TEL:03-3502-8037)にご相談下さい。

作成日 平成21年5月28日